

# 佐世保工業高等専門学校放射線障害防止規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第21条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校におけるエックス線装置による放射線障害の防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「エックス線装置」とは、エックス線を発生させる装置又はエックス線の発生を伴う装置で、診療用を除くものをいう。

(総括)

第3条 校長は、佐世保工業高等専門学校の放射線障害の防止に関して、総括する。

(エックス線装置の種類等)

第4条 佐世保工業高等専門学校において使用するエックス線装置の種類、型式・性能及び使用場所は、別表のとおりとする。

(取扱責任者等)

第5条 エックス線装置に係る放射線障害の防止について必要な指導監督を行わせるため、エックス線取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）1人を置く。

2 取扱責任者は、専任の教授又は准教授のうちから選出し、校長が任命する。

3 取扱責任者が旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中、その職務を代行させるため、取扱責任者の代理（以下「代理者」という。）1人を置き、校長が任命する。

4 代理者の資格は、第5条第2項の規定を準用する。

(取扱責任者等の職務)

第6条 取扱責任者は、放射線障害の防止について必要な指導監督を行うため、次に掲げる職務を行う。

- 一 エックス線装置の使用等に関すること。
- 二 エックス線装置及び設備等の保守管理に関すること。
- 三 放射線障害の発生防止に関すること。
- 四 事故又は危険がある場合の対策及び措置に関すること。
- 五 関係法令及びこの規程の遵守のための指示に関すること。
- 六 その他放射線障害の防止に関すること。

(取扱副責任者)

第7条 別表に掲げる使用場所の学科ごとに、エックス線取扱副責任者（以下「取扱副責任者」という。）1人を置く。

2 取扱副責任者は、当該学科の専任の教授、准教授又は講師のうちから選出し、校長が任命する。

(取扱副責任者の任務)

第8条 取扱副責任者は、取扱責任者の指導監督の下に、使用場所における放射線障害の防止に努めなければならない。

(取扱者の登録)

第9条 エックス線装置を使用しようとする教職員は、取扱責任者及び取扱副責任者の同意を得て、エックス線装置取扱者登録申請書(別記様式第1号)により登録の申請をしなければならない。

2 校長は、前項の申請を行った教職員のうち次に掲げる事項を修得したと認められる教職員をエックス線装置を取り扱うことができる教職員(以下「取扱者」という。)として認定し、エックス線装置取扱者登録台帳に登録する。

- 一 エックス線の人体に与える影響
- 二 エックス線の危害防止
- 三 エックス線装置の取扱い
- 四 人事院規則及びこの規程
- 五 その他放射線障害の防止に関する必要な事項

3 前項の登録は、年度ごとに行うものとし、更新を妨げない。

(エックス線装置の使用)

第10条 エックス線装置を使用しようとする取扱者は、使用しようとする日の前日までにエックス線装置使用申込書(別記様式第2号)に必要事項を記入の上、当該エックス線装置の取扱副責任者を經由して、取扱責任者の承認を得なければならない。

2 取扱者は、エックス線装置を使用する場合は、取扱責任者又は取扱副責任者の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 エックス線装置使用簿に必要事項を記入すること。
- 二 ガラスバッジ又はポケット線量計等の放射線測定器を装着すること。
- 三 エックス線装置を使用しようとするときは、使用に先立ち出入口前面に「使用中」の標識を掲げること。
- 四 エックス線に被ばくしないよう十分に注意すること。

(使用後の処理)

第11条 取扱者は、エックス線装置の使用後は、取扱責任者又は取扱副責任者の指示に従って、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- 一 エックス線装置の電源をきること。
- 二 ガラスバッジ等の放射線測定器を返却すること。
- 三 エックス線装置「使用停止中」の標識を掲げること。
- 四 使用した器具等を整理整頓すること。
- 五 火災、盗難その他危険のないことを確認すること。

六 出入口を施錠すること。

2 使用場所の鍵の保管責任者は、取扱副責任者とする。

(標識の掲示)

第12条 取扱責任者は、エックス線装置の定格出力を明記した標識を、当該装置又はその附近の場所に掲げなければならない。

(エックス線装置室)

第13条 取扱責任者は、エックス線装置を設置する場合は、専用の室を設け、当該エックス線装置をその室内に設置しなければならない。

2 前項の規定に基づき設けられた専用の室（以下「エックス線装置室」という。）の入口に、次に掲げる事項を表示する標識を掲げなければならない。

一 エックス線装置室であること。

二 エックス線装置室内に設置されているエックス線装置の種類

3 取扱責任者は、エックス線装置室内の見やすい場所に、エックス線装置の取扱い上の注意事項等必要な事項を掲示しなければならない。

4 取扱責任者は、必要がある教職員以外の教職員をエックス線装置室に立ち入らせてはならない。

(エックス線装置の保守管理)

第14条 取扱責任者は、放射線障害の防止のためエックス線装置及びこれに付随する設備の保全の状態、保護具、防護用測定器等の点検を行わなければならない。

(管理区域の設定及び明示等)

第15条 取扱責任者は、外部放射線による実効線量が、3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域を「管理区域」としなければならない。

2 取扱責任者は、管理区域を標識により明示しなければならない。

3 取扱責任者は、必要のある教職員以外の教職員を管理区域に立ち入らせてはならない。

4 取扱責任者は、管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、事故が発生した場合の緊急の措置等放射線障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。

(取扱者の線量の測定及び報告)

第16条 取扱責任者は、業務上管理区域に立ち入る取扱者にフィルムバッジ又はポケット線量計等の放射線測定器を装着させ外部放射線の被ばくによる線量を測定しなければならない。

2 取扱責任者は、前項の測定結果を毎月校長に報告しなければならない。

(記録及び保存)

第17条 取扱責任者は、次に掲げる事項について記録を作成し、第1号及び第2号に掲げるものについては当該教職員の離職後5年間、第3号及び第4号に掲げるものについては記録の作成後5年間保存しなければならない。

- 一 第16条第1項の規定による取扱者の線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した実効線量及び等価線量
- 二 第20条第1項の規定による医師の診断を受けた教職員の受けた実効線量及び等価線量又は汚染の状態
- 三 放射線業務に従事した教職員の作業内容等
- 四 第22条第1項の規定による測定の結果

(教育訓練)

第18条 取扱責任者は、施行規則第21条の2に規定する教育訓練を企画し、実施するものとする。

(健康診断)

第19条 取扱者は、施行規則第22条に規定する特別定期健康診断を受けなければならない。

(放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合の措置)

第20条 取扱責任者は、取扱者が放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合は、直ちに医師による診断を受けるよう指示しなければならない。

2 前項の指示を行った後、取扱責任者は、その旨を直ちに校長に報告しなければならない。

(エックス線装置等の定期検査)

第21条 取扱責任者は、エックス線装置(定格加速電圧が100キロボルト未満の電子顕微鏡を除く。次項において同じ。)について、定期検査を行わなければならない。

2 前項の定期検査は、エックス線装置の設置後当該装置を初めて使用する時及びその後1年を超えない期間ごとに少なくとも1回行うものとする。

3 第1項の定期検査を行ったときは、その結果について記録を作成し、当該検査の終了後3年間保存するものとする。

(管理区域の線量当量率の測定等)

第22条 取扱責任者は、管理区域を明示した後初めて管理区域内において取扱者に放射線業務に従事させる際及び1月(使用の方法及び遮へい物の位置を一定にして放射線を発生する装置を固定し使用する場合にあっては、6月)を超えない期間ごとに、管理区域内及び管理区域の外側の外部放射線による1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量(70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量)を測定しなければならない。

2 前項の測定は、放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合には、計算により算出することができる。

3 取扱責任者は、第1項の規定による測定結果を、見やすい場所に掲示する等の方法によって、関係職員に周知させなければならない。

(緊急時の措置)

第23条 災害、事故等によりエックス線装置に関し、緊急の事態が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した教職員は、直ちに取扱責任者又は取扱副責任者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた取扱責任者及び取扱副責任者は、直ちに災害の防止に努めるとともに、校長、事務部長に連絡し、必要に応じ警察署又は消防署に通報しなければならない。

(事務)

第24条 エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する事務は、総務課が処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。